

平成 24 年 7 月 6 日

(連絡先)

海事局 安全・環境政策課 小柳、井上(内線 43-533,43-553)

海技課 富田(内線 45-317)

代表:03-5253-8111

次世代内航船に関する乗組み制度見直しについて

(平成 24 年 8 月以降の取扱いについて)

平成 24 年 7 月 6 日(金)に開催した「第 11 回次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、次世代内航船の機関部職員の配乗について、次のとおり取り扱うことなどが妥当である旨決定されました。

(1)次世代内航船のうち、高度船舶安全管理システムを搭載している限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW以上6,000kW未満の船舶は、検証運航の結果、法令で定められた機関部職員の配乗から1名減じた体制であっても、安全に航行することができることなどが確認されたため、同船舶については、今後は個船ごとに安全性等に問題のないことを検証・確認した上で、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条の規定に基づく特例として、機関部職員の配乗を現行の3名から1名減じた2名とすることを認める(別添参照)。

(2)これまでに検証運航が行われていないSES(スーパーエコシップ)等については、平成27年7月末まで、これまでと同様な手法により適正な機関部職員の配乗を検証するための制度を維持する。

海事局としては、検討会の決定を踏まえ、速やかに関係の通達の整備を行うなどの対応を取ることとしています。

以上

(別添)

20条特例の運用に係る見直し

配乗表による原則

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭58政令13)別表第一第二号表(機関部)

機関部 航行区域	遠洋区域 甲区域				近海区域 乙区域					沿海区域 丙区域		平水区域			
	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	三 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	三 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士
機関出力 (KW) 6,000 未満	一 級	二 級	三 級	三 級	一 級	三 級	四 級	五 級	三 級	四 級	五 級	三 級	四 級	四 級	五 級
3,000 未満	二 級	二 級	三 級	四 級	三 級	四 級	五 級	五 級	四 級	五 級	五 級	四 級	五 級	五 級	五 級
1,500 未満	二 級	三 級	四 級		三 級	四 級	五 級		四 級	五 級		四 級	五 級	五 級	六 級
750 未満	三 級	四 級	五 級		四 級	五 級			四 級	五 級		五 級	六 級	六 級	六 級

20条特例の運用に係る見直し案の概要

限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW以上6,000kW未満の高度船舶の機関部職員2名化については、1ヶ月の実船検証及び3ヶ月の検証運航により、安全性等に問題のないことを確認した上で、その配乗を機関長(四級以上)及び一等機関士(五級以上)とすることを通常の20条特例の手続きにより認める。

なお、既に実船検証又は検証運航を実施した船舶については、改めて実船検証等を行うことを要しない。

※ () 書きは、資格

H24.8以降の20条特例による配乗

機関部 航行区域	遠洋区域 甲区域				近海区域 乙区域					沿海区域 丙区域		平水区域			
	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	三 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	三 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	二 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士	機 関 長	一 等 機 関 士
機関出力 (KW) 6,000 未満	一 級	二 級	三 級	三 級	一 級	三 級	四 級	五 級	三 級	四 級	五 級	三 級	四 級	四 級	五 級
3,000 未満	二 級	二 級	三 級	四 級	三 級	四 級	五 級	五 級	四 級	五 級	五 級	四 級	五 級	五 級	五 級
1,500 未満	二 級	三 級	四 級		三 級	四 級	五 級		四 級	五 級		四 級	五 級	五 級	六 級
750 未満	三 級	四 級	五 級		四 級	五 級			四 級	五 級		五 級	六 級	六 級	六 級